



法規

法規

騒音規制法

工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設を『特定施設』、また、建設工事における著しい騒音が発生する作業を『特定建設作業』といい、騒音規制法により規制されております。そのうち特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線上で85dBを超える大きさのものでないこととなっております。そのまま特定建設作業の届出は、作業開始7日前までに「特定建設作業実施届出書」・「付近の見取り図」及び「工事工程表」を市町村長宛に届け出なければなりません。

● 特定建設作業の種類分類（概略）

1. くい打ち機（もんけんを除く）、くい抜き機又はくい打ちくい抜き機（圧入式くい打ちくい抜き機を除く）を使用する作業
2. びょう打機を使用する作業
3. さく岩機を使用する作業（1日における当該作業にかかわる2点間の最大距離が50mをこえない作業に限る）
4. 原動機付空気圧縮機（原動機の定格出力15kW以上のもの）を使用する作業
5. コンクリートプラント（混練容量が0.45m³以上）、又はアスファルトプラント（混練容量が200kg以上）を設けて行う作業
6. バックホウ（環境大臣が指定するものを除き、原動機定格出力が80kW以上）を使用する作業
7. トラクターショベル（環境大臣が指定するものを除き、原動機定格出力が70kW以上）を使用する作業
8. ブルドーザ（環境大臣が指定するものを除き、原動機定格出力が40kW以上）を使用する作業

騒音・振動・粉塵測定器

有害ガス検知器

水質測定器

土質・木材・コンクリート

非破壊検査

気象観測機器

その他測定器

通信関連機器

映像情報機器

安全管理機器

測量関連機器

技術資料
法規

AKT/O

通信 08

164

振動規制法

騒音規制法と同様に、特定建設作業に指定された作業により発生する振動に対して『基準値』を設けております。振動規制法施行規則によれば、作業場敷地の境界線において75dBを超える大きさでないことと規定されております。

また、区域により作業時間帯が定められ、作業は連続6日を超えないこととしております。※基準は166頁をご参照下さい。

● 特定建設作業の種類分類（概略）

1. くい打機（もんけん及び圧入式を除く）、くい抜き機（油圧式を除く）又はくい打ちくい抜き機（圧入式を除く）を使用する作業
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3. 舗装版破砕機を使用する作業（1日における当該作業にかかわる2点間の最大距離が50mをこえない作業に限る）
4. ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（1日における当該作業にかかわる2点間の最大距離が50mをこえない作業に限る）

● 音・振動の大きさと感じ方(東京都公害局資料及び環境省資料より)

数 値	騒音(デシベル)	振動(デシベル)
120	飛行機のエンジンの近く	
110	自動車の警笛(2m前方)	
100	電車が通るガード下	
95		
90	騒々しい工場内	歩いている人にも感じられる
85	← 基準値 →	座りの悪い花瓶が倒れる
80	都市部の電車内	吊り物が相当ゆれる
75		← 基準値 →
70	交通の激しい道路	大勢の人に感じる
65		
60	普通の会話	静止している人にも感じる
55		
50	静かな事務所	震度1(微震)
45		
40	静かな住宅地	人体に感じない (無感)

本カタログに記載されたものは、代表的機種であり、実際に納品されるものとは異なる場合がございます。詳しい仕様につきましては、最寄の営業所までご確認ください。